

「国籍法」と「戸籍法」が一部改正されました

60年1月1日施行

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正となり、昭和60年1月1日から施行されることになりました。その主な改正点を、紹介しましょう。

父系血統主義から 父母両系主義へ



これまで、原則として生まれた時に「父」が日本人でなければ、その子は日本人になれませんでした。(=父系血統主義)

二重国籍を防ぐ 「留保制度」と「選択制度」

これまで、原則として生まれた子は、現在の国籍法では父親の韓国籍を取得しますが、今回改訂で、母親の日本国籍も取得できるようになります。

これを防止するために、改正法では「留保制度」が設けられました。

届出で日本国籍を取得 外国人配偶者と 同じ姓が名のれます

12月は、「歳末たすけあい運動」の期間——「みんなそろって明るいお正月を」迎えるために、募金運動が行われます。昨年の運動では、約73億円のお金が寄せられ、子供からお年寄りまで、恵まれない方々のために使われました。

今年も、皆さんの暖かいご協力をお願いします。

法律で定められた期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、それでもしない場合は、自動的に日本国籍を失ってしまいます。

法律で定められた期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、それでもしない場合は、自動的に日本国籍を失ってしまいます。

帰化条件の改正

これまで、帰化しようとする本人に生活能力が必要とされる基準で、改正法では、世帯単位で生活能力が判断されることになりました。

これまで、帰化しようとする本人に生活能力が必要とされる基準で、改正法では、世帯単位で生活能力が判断されることになりました。



これまで、原則として生まれた子は、現在の国籍法では父親の韓国籍を取得しますが、今回改訂で、母親の日本国籍も取得できるようになります。

これまで、原則として生まれた子は、現在の国籍法では父親の韓国籍を取得しますが、今回改訂で、母親の日本国籍も取得できるようになります。

これまで、原則として生まれた子は、現在の国籍法では父親の韓国籍を取得しますが、今回改訂で、母親の日本国籍も取得できるようになります。



人権を たいせつに

人権週間12月4日～10日

- 人権の共有
- 関心を深めよう
- 人に優しくなろう
- 喜びを伝える全参加
- 平和を実現しよう

千葉地方法務局・千葉県人権擁護委員連合会・千葉県



お知らせコーナー



ご協力ください

ドロボウにご用心!

//早い通報を//

最近、空き巣に入られたりする事件が続発しています。

ドロボウは、人に気づかれて突然変身して危害を加えたり、家に放火して逃げたりするなど、非常に危険で恐ろしい犯人です。戸締りには十分気をつけるとともに、もし被害にあつたらすぐに届けるようにしてください。

犯人逮捕は、何とくつても早い通報が決め手です。

12月4日から10日までの1週間は「人権週間」です。町ではこの期間中に、次とおり特設相談所を開設します。人権問題で悩んでいる方は、遠慮なくご相談ください。

■特設人権相談
日時 12月7日(金)
午前10時～午後4時
場所 中央公民館

※詳しいことは、住民課へお問い合わせください。